

新事業創出支援資金・事業承継支援枠

事業承継に向けた資金調達をサポートします。

県では、後継者不足、突然の事業承継等のため、事業継続の困難な中小企業者等から、当該事業を承継する者（親族、従業員、第三者等）に対し、円滑な事業承継を目的に、融資を行います。

融資対象者	県内に居住又は県内に事業所を有する中小企業者等であって、県内で、信用保証協会の定める対象業種に属する事業を承継しようとする者（事業承継後5年未満の者を含む）のうち、下記のいずれかに該当される方。 (1) 経営承継円滑化法第12条第1項に規定する知事の認定を受けた者 (2) 後継者不在等により事業継続が困難となっている会社又は個人事業主から、事業の全部又は一部を承継する計画を定め、その計画に基づき事業を承継する者 (3) 国が実施する事業承継補助金の交付決定を受けた者 (4) 全国統一の制度の事業承継特別保証を利用して事業承継を図る者
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、(4)に該当する者については、借換資金も対象
融資限度額	1億円（ただし運転・借換5,000万円）
融資期間	運転・借換資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置1年以内）
融資利率	1.50%
保証料率	<u>0.00%</u> ← <u>保証料補助実施中</u>
担保・保証人	必要に応じて徴求 ただし、(4)に該当する者については、保証人は不要
申請書類	(1) に該当する者：経営承継円滑化法に基づく知事の認定書の写し (2) に該当する者：県の定める「事業承継計画書」※1 (3) に該当する者：補助金の交付決定書の写し (4) に該当する者：事業承継特別保証の申請に必要な書類 他にも添付書類の必要な場合があります。
申込み先	伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みづほ銀行、三井住友銀行

※1 事業承継計画書（様式第6号の2）

<http://www.pref.ehime.jp/h30300/1624/documents/yoshiki6-2.doc>

融資及び保証については、金融機関及び保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、県の事業確認は、融資を保証するものではありません。

例えば次のような事例が考えられます。

1. 全国統一制度の事業承継特別保証（R2.4 創設）を利用する場合

事業承継に係る資金が幅広く融資対象になります。

また、事業承継時に経営者保証付きの既存借入金を経営者保証のないものに借り換える場合も融資対象となります。

2. その他の場合

◆分散している自社株式・事業用資産の集約

○自社株式（金庫株）買取り資金

自社株式の買取り資金は、事業経営に必要なものであって、買取り価格が妥当であれば融資対象（設備資金）となります。

Point : 相続人や役員・従業員に分散している自社株式を買取りすることで後継者の経営権・支配権を安定させることができます。

○事業用資産買取り資金

承継者以外の者が保有する事業用資産の買取り資金は、融資対象（設備資金）となります。

Point : 相続人や親族に分散している事業用資産を買取りすることで、後継者の経営権・支配権を安定させることができます。

◆経営安定

○運転資金

経営者の交代等により信用状態が悪化し、売上高の減少や仕入先への支払い条件が悪化したこと等を要因として必要となる運転資金は、融資対象（運転資金）となります。

○M&A

M&Aが事業承継上必要であって、経営の維持等に必要であると認められるものであれば、そのための資金は融資対象（設備資金）となります。

（ただし、投機・転貸を目的とした株式取得資金については対象になりません。）

法人・個人事業主別対象資金表		
対象資金	法人	個人
議決権株式の取得資金	○	—
事業用資産等の取得資金	○	○
事業用資産等に係る相続税 又は贈与税の納税資金	—	○
運転資金	○	○



詳細は県経営支援課（089-912-2481）またはお近くの取扱い金融機関、県信用保証協会（089-931-2111）にお問い合わせください。

中小企業者向け融資制度については県ホームページでも情報提供しています。
<http://www.pref.ehime.jp/h30300/1624/taisaku.html>